

問 5 グループ法人税制の適用対象法人等の比較

問 平成 22 年度の税制改正により措置されたグループ法人税制については、例えば、寄附金の損金不算入・受贈益の益金不算入の規定は、法人による完全支配関係がある内国法人間の寄附金・受贈益に限って適用されるなど、100%グループ内の法人間の取引であっても、制度によって適用対象法人等に違いがあると聞いています。  
そこで、グループ法人税制の各制度について、その違いを教えてください。

答 平成 22 年度の税制改正により措置された主なグループ法人税制の各制度について、適用対象法人、取引相手の制限及び完全支配関係に関する制限をまとめると、次の表のようになります。

【グループ法人税制の比較（主なもの）】

制 度	適用対象法人	取引相手の制限	完全支配関係に関する制限
i 100%グループ内の法人間の資産の譲渡取引等（譲渡損益の繰延べ） （法 61 の 13）	資産の譲渡法人 〔内国法人（普通法人又は協同組合等に限る。）〕	資産の譲受法人 〔完全支配関係のある他の内国法人（普通法人又は協同組合等に限る。）〕	制限なし
ii 100%グループ内の法人間の寄附金の損金不算入 （法 37②）	寄附を行った法人 〔内国法人〕	寄附を受けた法人 〔完全支配関係のある他の内国法人〕	法人による完全支配関係に限られる。
iii 100%グループ内の法人間の受贈益の益金不算入 （法 25 の 2）	寄附を受けた法人 〔内国法人〕	寄附を行った法人 〔完全支配関係のある他の内国法人〕	法人による完全支配関係に限られる。
iv 100%グループ内の法人間の現物分配（適格現物分配による資産の簿価譲渡） （法 2 十二の六、十二の十五、62 の 5 ③）	現物分配法人 〔内国法人（公益法人等及び人格のない社団等を除く。）〕	被現物分配法人 〔完全支配関係のある他の内国法人（普通法人又は協同組合等に限る。）〕	制限なし
v 100%グループ内の法人からの受取配当等の益金不算入（負債利子控除をせず全額益金不算入） （法 23①④⑤）	配当を受けた法人 〔・内国法人 ・外国法人(注)〕	配当を行った法人 〔配当等の額の計算期間を通じて完全支配関係があった他の内国法人（公益法人等及び人格のない社団等を除く。）〕	制限なし
vi 100%グループ内の法人の株式の発行法人への譲渡に係る損益（譲渡損益の非計上） （法 61 の 2 ⑯）	株式の譲渡法人 〔内国法人〕	株式の発行法人 〔完全支配関係がある他の内国法人〕	制限なし

(注) 上記のとおり i ～ iv 及び vi の制度は、外国法人について適用がありません。したがって、v の制度のみが外国法人に適用されますが、その適用対象となる外国法人は法人税法第 141 条第 1 号から第 3 号《外国法人に係る各事業年度の所得に対する法人税の課税標準》に掲げる外国法人、換言すれば、いわゆる恒久的施設が我が国にあることにより

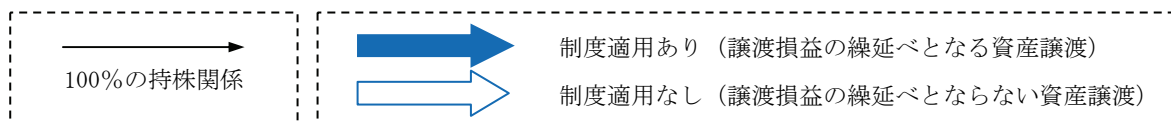
法人税の納税義務を有する外国法人に限られます。

**【関係法令】**

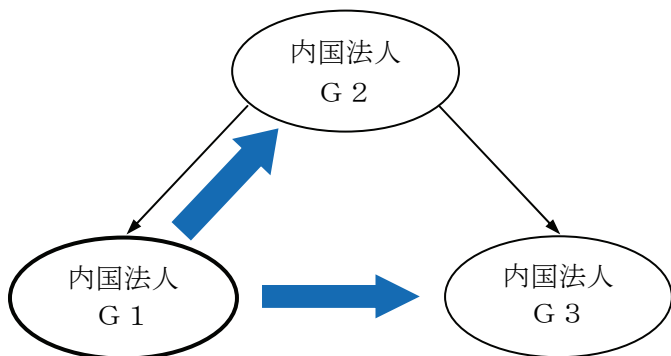
法 2 十二の六、十二の六の二、十二の十五、23①④⑤、25 の 2、37②、61 の 2 ⑩、61 の 13、62 の 5 ③、141、142

[参考図]

i 100%グループ内の法人間の資産の譲渡取引等（譲渡損益の繰延べ・法61の13）

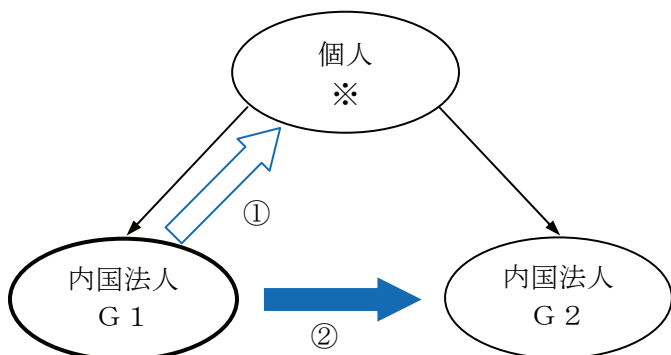


（ケース1）内国法人から他の内国法人への譲渡損益調整資産の譲渡



内国法人から他の内国法人への譲渡損益調整資産の譲渡は、その譲渡損益を繰り延べる。

（ケース2）内国法人から個人への譲渡損益調整資産の譲渡

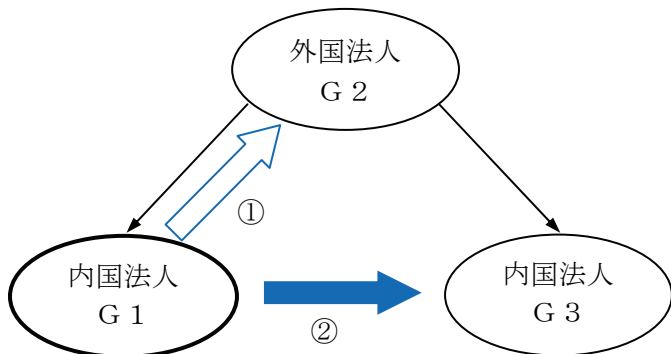


① 内国法人から個人への譲渡損益調整資産の譲渡は、その譲渡損益の繰延べの適用はない。

② ケース1と同じ。

※ 個人及びその個人と法令4①に規定する特殊の関係のある個人をいう（法令4の2②）。以下ii～ivまでにおいて同じ。

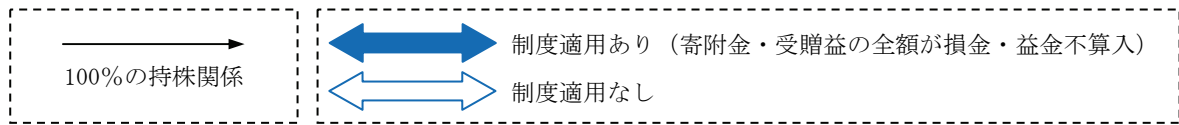
（ケース3）内国法人から外国法人への譲渡損益調整資産の譲渡



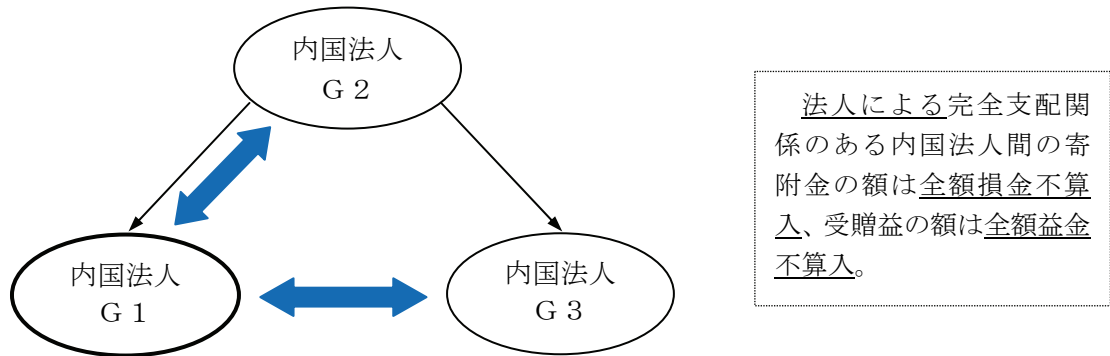
① 内国法人から外国法人への譲渡損益調整資産の譲渡は、その譲渡損益の繰延べの適用はない。

② ケース1と同じ。

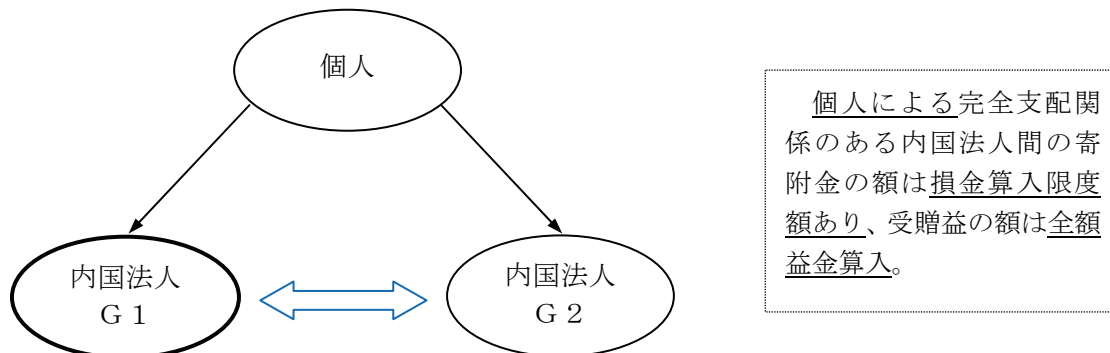
ii・iii 100%グループ内の法人間の寄附金の損金不算入、受贈益の益金不算入（法 37②、法 25 の 2）



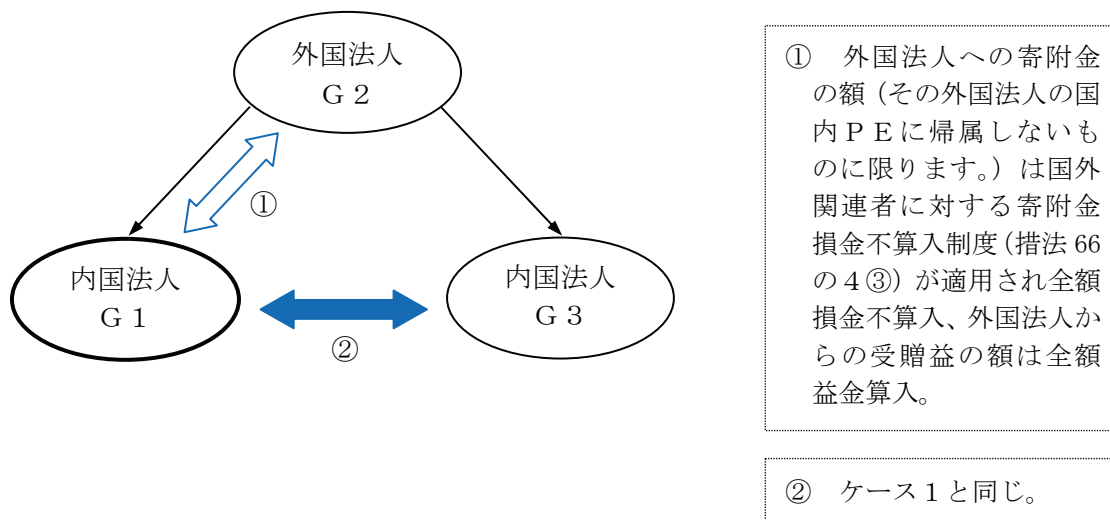
（ケース 1）内国法人による完全支配関係がある内国法人間の寄附金・受贈益



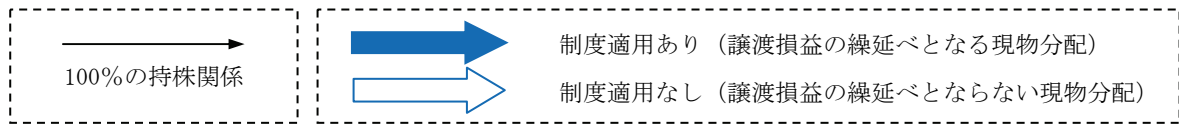
（ケース 2）個人による完全支配関係がある内国法人間の寄附金・受贈益



（ケース 3）外国法人による完全支配関係がある法人間の寄附金・受贈益



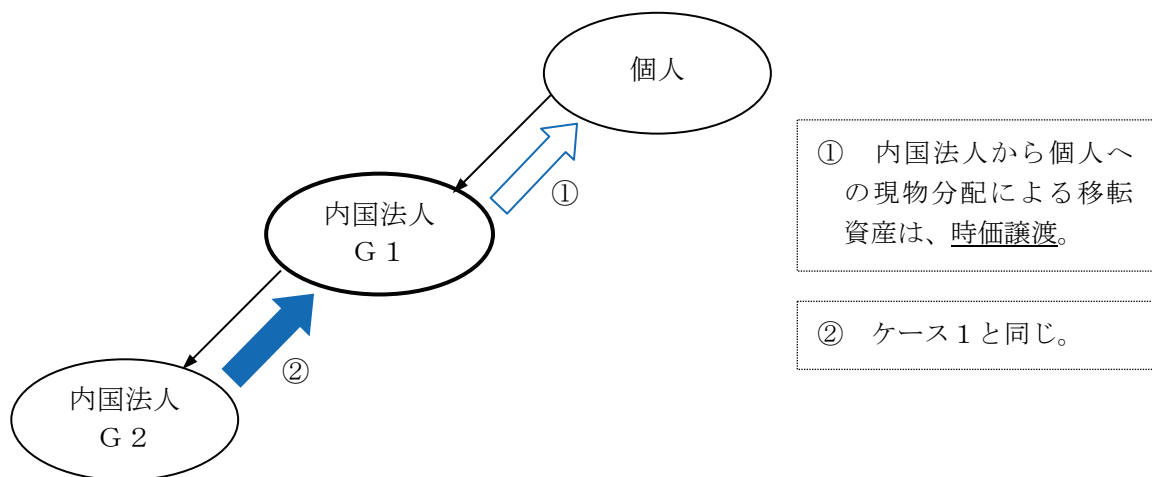
iv 100%グループ内の法人間の現物分配（適格現物分配による資産の簿価譲渡・法 2 十二の六、十二の十五、法 62 の 5 ③）



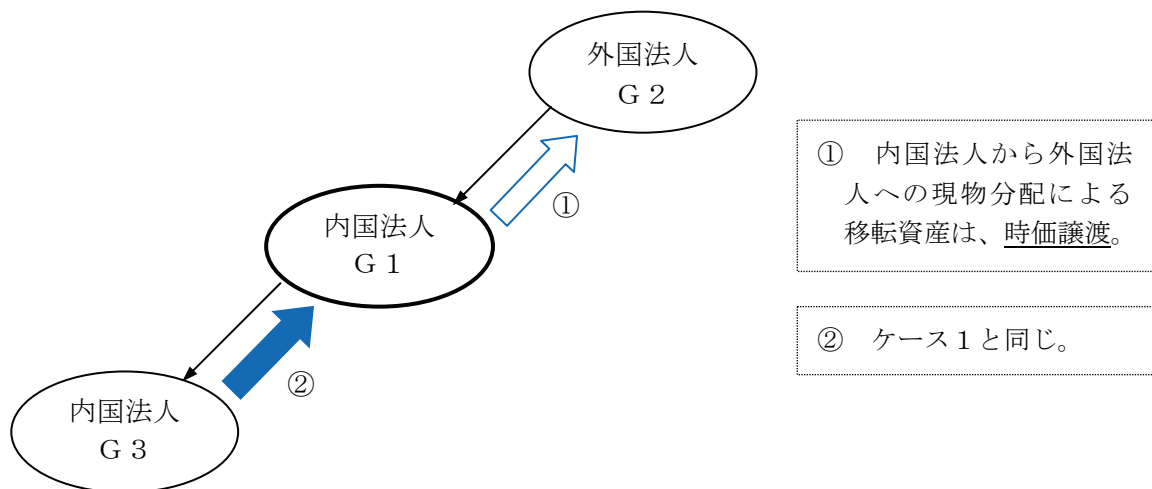
（ケース 1）内国法人から他の内国法人への現物分配（適格現物分配）



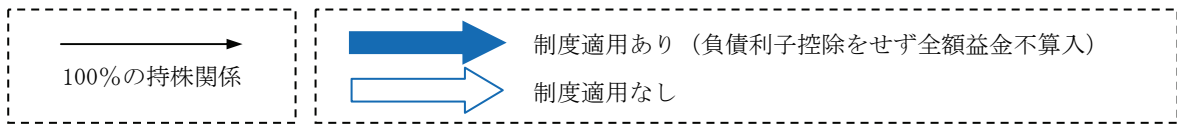
（ケース 2）内国法人から個人への現物分配



（ケース 3）内国法人から外国法人への現物分配



v 100%グループ内の法人からの受取配当等の益金不算入（負債利子控除をせず全額益金不算入・法23①④⑤）



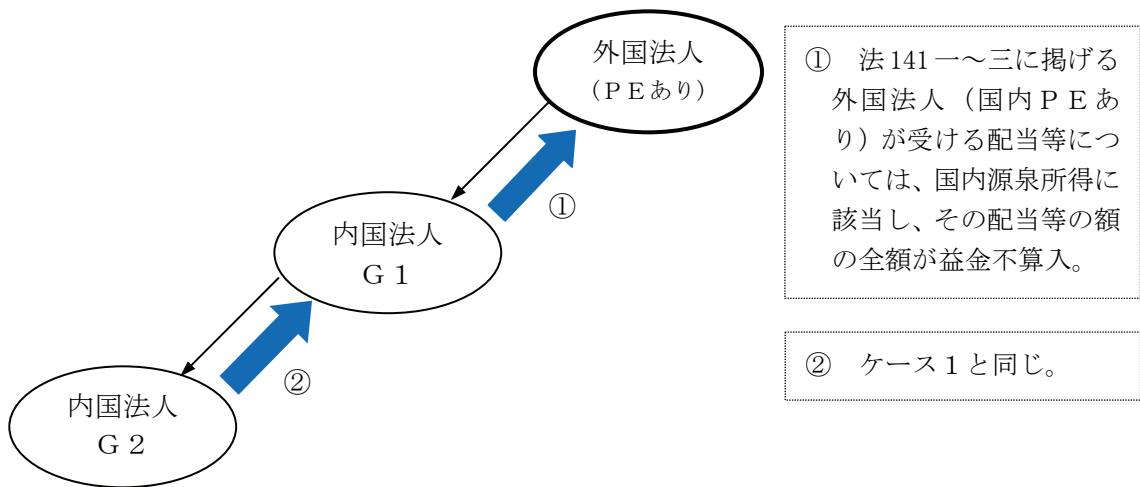
(注1) いずれのケースにおいても、配当等の額の計算期間を通じて配当等を行った他の内国法人との間に完全支配関係があったものとします。

(注2) 外国法人の課税関係については、租税条約の適用を前提としていません。（以下viにおいても同様です。）

（ケース1）内国法人が他の内国法人から受ける受取配当等

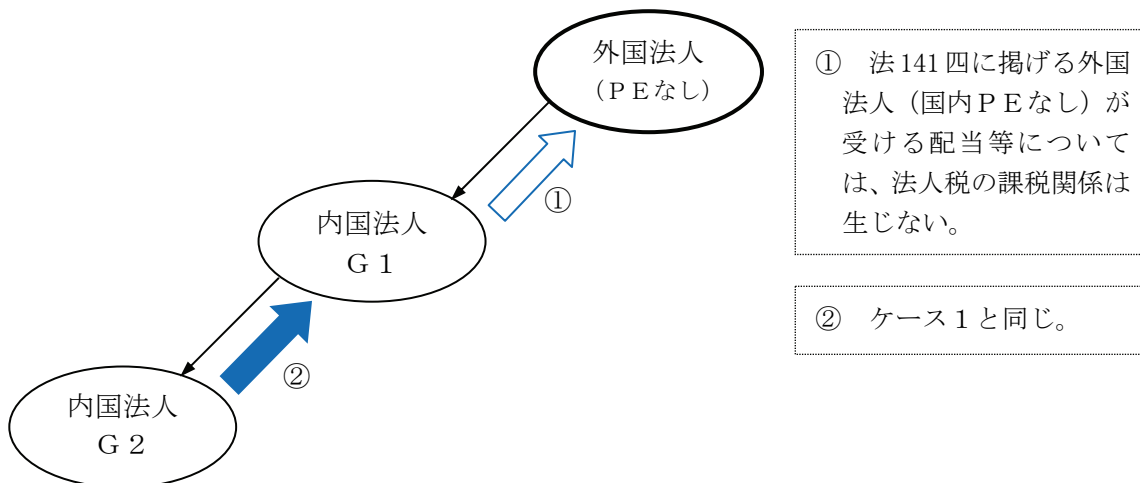


（ケース2）外国法人（国内PEあり）が内国法人から受ける受取配当等



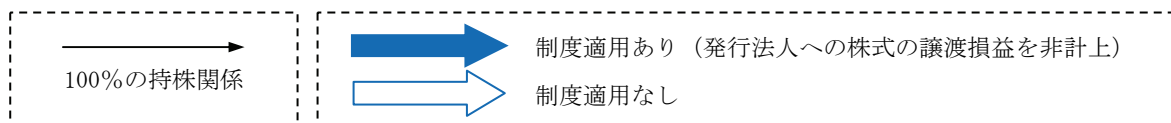
② ケース1と同じ。

（ケース3）外国法人（国内PEなし）が内国法人から受ける受取配当等

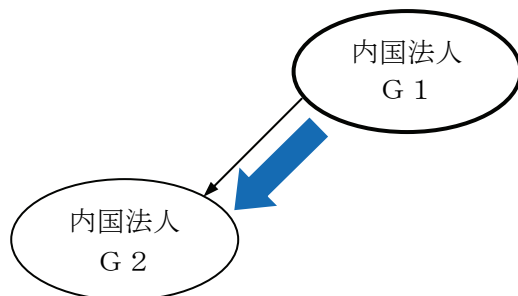


② ケース1と同じ。

vi 100%グループ内の法人の株式の発行法人への譲渡に係る損益（譲渡損益の非計上・法 61 の 2⑯）

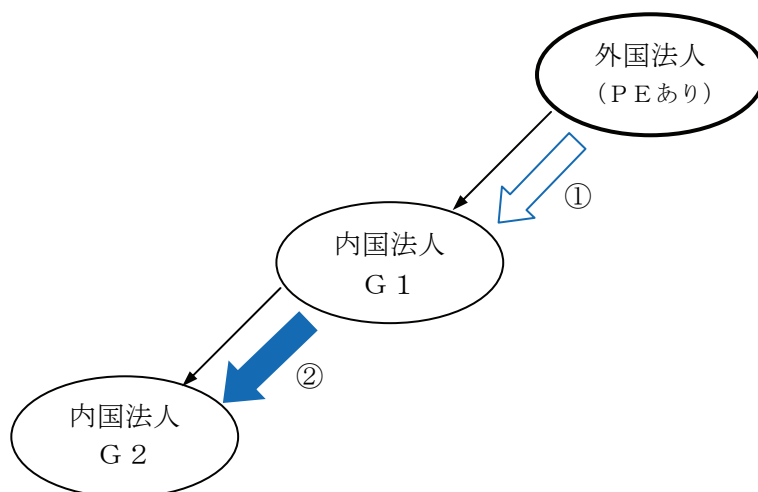


（ケース 1）内国法人が株式の発行法人（内国法人）に対して行う当該株式の譲渡



当該株式の譲渡は簿価譲渡となり、その譲渡損益を計上しない。

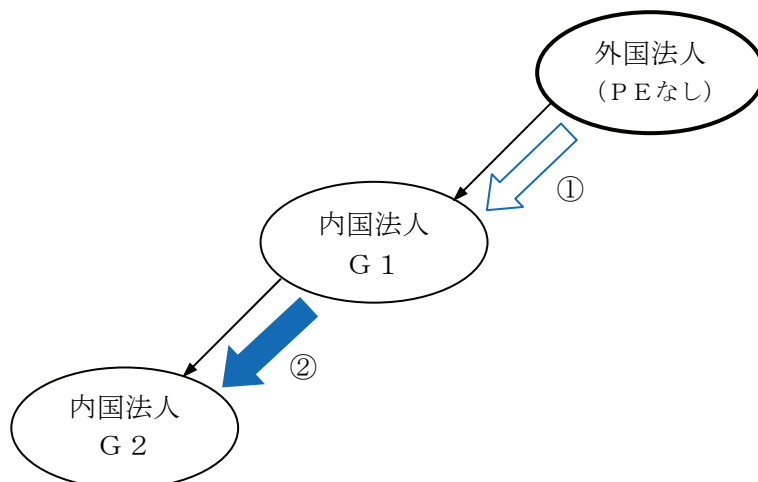
（ケース 2）外国法人（国内 P E あり）が株式の発行法人（内国法人）に対して行う当該株式の譲渡



① 法 141 一～三に掲げる外国法人（国内 P E あり）が行う当該株式の譲渡については、この制度（法 61 の 2⑯）は適用されず、その譲渡損益を計上する。（※）

② ケース 1 と同じ。

（ケース 3）外国法人（国内 P E なし）が株式の発行法人（内国法人）に対して行う当該株式の譲渡



① 法 141 四に掲げる外国法人（国内 P E なし）が行う当該株式の譲渡については、原則として法人税の課税関係は生じない。

ただし、事業譲渡類似株式の譲渡益など、その株式の譲渡益が国内源泉所得に該当する場合には、（※）と同じ。

② ケース 1 と同じ。